

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る 経費の設計変更について

1 適用対象

令和2年4月10日以降に新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施し、令和2年4月28日以降の残工期（又は残履行期間）が20日以上、全ての工事及び業務を対象とする。

2 設計変更の手順

(1) 発注者は、現場説明書等に、以下の事項を記載のうえ発注する。

【現場説明書等の記載内容】

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月28日付第2020029614号県土整備部長通知）に基づき、追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

(2) 受注者は追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容と概算経費を記載のうえ、経費の設計変更について発注者に協議書を提出する。

(3) 発注者は、協議のあった感染防止対策のうち、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策について承諾し、承諾した対策を施工計画書又は業務計画書（以下「施工計画書等」という。）に反映するため、変更施工計画書等の提出を指示する。また、発注者は工期又は履行期間（以下「工期等」という。）の14日前までに、対策の実績と経費の見積書の提出を受注者に指示する。

(4) 受注者は、変更施工計画書等を作成し発注者に提出し、変更施工計画書等に基づき、感染防止対策を確実に実施する。

(5) 受注者は、工期等の14日前までに、対策の実績実績と実績の経費に係る見積書を発注者に提出する。

(6) 発注者は、感染防止対策の施工計画書等の反映と確実な履行を前提に、精算時に設計変更を行い請負代金額又は業務委託料の変更を行う。

3 既契約工事等における設計変更

既契約工事等においては、発注者から受注者に別紙1により指示し、その後の対応は上記2（2）以降により対応する。

4 感染防止対策に係る経費の例（別紙2参照）

(1) 共通仮設費

- 労働宿舍における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働宿舍等の拡張費用・賃借料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

(2) 現場管理費

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入費・リース費用
- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入費・リース費用
- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材（リース料とする）・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

※マスク等の消耗品を除く機材の購入費は受注者財産となるため、厳に注意すること。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。疑義が生じた場合は、技術企画課技術調査担当に協議すること。

【指示書記載例】

(発注者発議用)

工事に関する 指示 書				
工事名		位 置		
受注者				
工 期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
請負額 円				
指 協 示 議 事 項	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について			
	工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月28日付第20200029614号県土整備部長通知）に基づき、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容と概算経費を記載のうえ協議書を提出するよう指示します。			
指 協 示 議 理 由	上記のとおり。			
概算増減額	約 千円 増・減			
上記のとおり（指示・協議）してよろしいか伺います。				
令和 年 月 日				
所（局）長	副所（局）長	課 長	合 議	監 督 員
上記のとおり（指示・協議）します。				監 督 員
令和 年 月 日				
（上記のとおり承諾・別添のとおり再協議）します。			現場代理人	主任技術者
令和 年 月 日				

【指示書記載例】

(委託者発議用)

業務委託に関する 指示 書				
業務名		位 置		
受注者				
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
委託料	円			
指 協 示 議 事 項	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について			
	<p>工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月28日付第20200029614号県土整備部長通知）に基づき、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容と概算経費を記載のうえ協議書を提出するよう指示します。</p>			
指 協 示 議 理 由	上記のとおり。			
概算増減額	約 千円 増・減			
上記のとおり（指示・協議）してよろしいか伺います。				
令和 年 月 日				
所（局）長	副所（局）長	課 長	合 議	担当職員
上記のとおり（指示・協議）します。				担当職員
令和 年 月 日				
（上記のとおり承諾・別添のとおり再協議）します。				
令和 年 月 日				

○ 直轄工事・業務では、感染拡大防止のために必要と認められる対策について、精算時に契約変更を実施。
 ※以下の例に限らず、受発注者の協議により設計変更の対象となることもあるため、様々な工夫を期待（契約額に大きく関わる対策は前広な協議を）

(設計変更の対象とする対策の例)



「3密」の中での打合せ
 ⇒現場事務所の拡張



インカム



シールドヘルメット



作業時のマスク着用



消毒液の設置



サーモグラフィー体温計



労働者宿舎（↑外観、
 →共用スペース）
 ⇒近隣宿泊施設の確保



Webカメラを活用した
 遠隔による現場確認

